

平成 27 年 5 月
総務省自治行政局住民制度課

通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準案の概要

1 制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 18 条の規定等に基づき、通知カード及び個人番号カードのセキュリティ対策、運用、管理等に関し必要な基準を定めるもの。

2 概要

a. 通知カード

(1) セキュリティ対策等

- ・券面の偽造等を防止するため、黒くすき入れた紙を用い、表面に地紋を印刷する。
- ・印刷前の通知カードの用紙の管理を行う。
- ・通知カードの作成委託（地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への委任を含む。）を行う際のセキュリティ対策について定める。

(2) 管理等

- ・機構が住所地市町村長の委任を受けて通知カードの作成及び発送等の状況管理を行う場合、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて必要な通信を行う。

b. 個人番号カード

(1) セキュリティ対策等

① 仕様

- ・中央演算処理装置付きの半導体集積回路（ICチップ）を組み込んだカードを用いる。

② セキュリティ対策

- ・暗証番号、発行前の不正使用を防止するための情報及び相互認証を行うための情報を設定する。
- ・アクセス権限の制限を行い、物理的又は電氣的な攻撃に対し情報の読取り又は解析ができない仕組み及びアプリケーションごとの独立性を確保するための仕組みを保持する。
- ・券面の偽造等を防止するため、レーザー光を用いた刻印、地紋印刷、照合番号の記録等の対策を講ずる。

③ 国際規格

- ・国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 15408 の認証を受けたカードを用いる。

(2) 管理及び運用

① 交付等

- ・発行前の個人番号カードの適切な管理を行う。
- ・個人番号カードの交付、継続利用等に係る手続について定める。
- ・個人番号カードの作成委託（機構への委任を含む。）を行う際のセキュリティ対策について定める。

② 管理等

- ・住所地市町村長は、個人番号カードの作成及び運用状況（運用中、一時停止、廃止又は回収のいずれかの状況にあること）について管理を行い、個人番号カードの運用状況について、都道府県知事及び機構へ通知を行う。
- ・機構が委任を受けて運用状況の管理を行う場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて必要な通信を行う。

(3) 基本利用領域の利用

※基本利用領域…住民票コードを記録。市町村において転入手続等に利用。

- ・基本利用領域について、市町村の執行機関、都道府県の執行機関及び国の機関等による利用を制限するとともに、これら以外の者による利用を禁止する。

(4) 券面事項確認利用領域の利用

※券面事項確認利用領域…券面記載事項に係る情報を記録。偽変造の確認に利用。

- ・領域間の独立性の確保、必要最小限の情報の記録等について定める。

(5) 券面事項入力補助利用領域の利用

※券面事項入力補助利用領域…券面記載事項（個人番号及び基本4情報）のテキストデータを記録。各種電子システム・電子文書へのデータ転記に利用。

- ・領域間の独立性の確保、必要最小限の情報の記録等について定める。

(6) 公的個人認証サービス利用領域の利用

※公的個人認証サービス利用領域…公的個人認証サービスの電子証明書を記録。

- ・認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の充足、必要最小限の情報の記録等について定める。

(7) 条例等利用領域等の利用

※条例等利用領域…市町村、都道府県、独立行政法人等のアプリケーションを記録。

- ・法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用を禁止するほか、市町村でのアプリケーション搭載については本人同意を不要とする。

3 施行日

法の施行の日（平成27年10月5日）

※ただし、機構への事務委任に関する規定等については公布の日、個人番号カードに係る規定については法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）とする。

○総務省告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十六条、第十九条、第三十四条並びに第三十六条第二項及び第四項の規定に基づき、通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準を次のように定める。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準

第1 用語の定義

この技術的基準において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）、行政手続における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）及び行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

1 住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）

2 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の1に規定する住民基本台帳ネットワークシステム

3 コミュニケーションサーバ

住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の2に規定するコミュニケーションサーバ

4 基本利用領域

住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回

路上に割り当てられた領域

5 券面事項確認アプリケーション

個人番号カードの券面（表面のほか裏面を含む。以下同じ。）に記載された事項及び印刷された写真について、真正であることを確認する目的を実現するためのアプリケーション

6 券面事項確認利用領域

券面事項確認アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

7 券面事項入力補助アプリケーション

個人番号カードの券面に記載された事項について、その入力を補助する目的を実現するためのアプリケーション

8 券面事項入力補助利用領域

券面事項入力補助アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

9 公的個人認証サービスアプリケーション

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。第4の1の(2)のエにおいて「公的個人認証法」という。）第1条に規定する目的を実現するためのアプリケーション

10 公的個人認証サービス利用領域

公的個人認証サービスアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

11 条例等利用アプリケーション

法第18条の条例等に規定する事務を処理するためのアプリケーション

12 条例等利用領域

条例等利用アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

第2 通知カードのセキュリティ対策等及び管理等

1 通知カードのセキュリティ対策等

(1) 券面の偽造等の防止

通知カードの券面の偽造等を困難にするとともに、偽造等されたものでないこと等を、通知カードの提示を受けた者が確認できるようにするため、通知カードには画紋を黒くすき入れた紙を用いるとともに、その表面に地紋を印刷する等の措置を講ずること。

(2) 通知カードの交付

ア 通知カードの用紙は、保管庫等に保管すること、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

イ 住所地市町村長は、規則第11条第1項に規定する再交付申請書の提出があった場合には、通知カードの再交付を受けようとする者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている通知カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該通知カードを返納させること。

ウ 住所地市町村長は、通知カードの発行に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、表面記載事項を印刷すること。

エ ウの処理の実施及びウの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施

すること。

(3) 通知カードの作成委託の制限

通知カード（交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物であって個人情報に記載されたものを含む。以下(3)において同じ。）の作成を、委託先事業者等に委託する場合（規則第35条第1項の規定により機構に行わせる場合を含む。）には、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

ア 住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第4の10に準じた措置を講ずるとともに、委託先事業者等（規則第35条第1項の規定により機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした場合にあっては、機構及び機構から当該通知カード・個人番号カード関連事務の一部の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者。以下同じ。）に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させること。

イ 通知カードの作成に必要なデータを委託先事業者等に送付するときは、住所地市町村長がコミュニケーションサーバにおいて当該データの作成及び暗号化を行い磁気ディスクに出力した上で、当該磁気ディスクを委託先事業者等に送付し、又は独立して設置した専用のデータ転送用機器から電

気通信回線を介して当該データを転送することにより行うこととし、併せて次のようなセキュリティ対策を講じること。

(ア) 委託先事業者等に設置する通知カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、通知カードの作成専用とさせ、データ転送用機器及びプリンタ以外とは接続させないこと。

(イ) データ転送用機器を設置し、通知カードの作成に係る端末機と電気通信回線で接続する場合、不正アクセスを防止するために、通知カードの作成に必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。

ウ 委託先事業者等が地方公共団体（一部事務組合、機構等を含む。）の場合は、直接、コミュニケーションサーバと委託先事業者等に設置する通知カードの作成に係る端末機を電気通信回線で接続することができること。この場合において、委託先事業者等に設置する通知カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、通知カードの作成専用とさせ、コミュニケーションサーバ及びプリンタ以外とは接続させないこと。

エ コミュニケーションサーバ又はデータ転送用機器と通知カードの作成に係る端末機を接続する場

合の電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

ただし、委託先事業者等が機構の場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを当該電気通信回線として利用することができること。

オ 委託先事業者等においてプリンタを他の印刷物作成にも利用する場合、切換えの機能を整備させ、通知カードを作成する端末機とその他の印刷物を作成する端末機について、両者の端末機を同時にプリンタに接続させないこと。また、印刷物作成に係る作業を行う場合は、通知カードの作成の業務とそれ以外の印刷物作成の業務を並行して行わせないこと。

カ 通知カードの作成に係る端末機及びプリンタを設置する室は住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の14に規定する重要機能室とみなして、委託先事業者等に対し住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第3の1、第3の2及び第4の1と同様のセキュリティ対策を実施させること。

キ 委託先事業者等において、通知カードの作成に係る端末機の管理者を任命させ、操作権限が与え

られた者を名簿等により明確にさせること。また、委託先事業者等において、当該端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させること。

ク 委託先事業者等において通知カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録させ、通知カードの作成委託簿等との照合、通知カードの管理状況及び通知カードに記載するデータの管理状況についての確認等を行わせる等、適切な業務を実施するための措置を講じること。

ケ 委託先事業者等に対し、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、転送したデータの使用後の速やかな消去等を行わせる等、当該データの利用を通知カードの作成に限定するための措置を講ずること。

コ 通知カード及び磁気ディスクを委託先事業者等との間で受渡しを行う場合は、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分注意すること。

2 通知カードの管理等

(1) 住所地市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る通知カードの作成

及び発送等の状況について管理を行うこと。

- (2) 住所地市町村長は、(1)の事務を機構に行わせる場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、機構と必要な通信を行うことができること。

第3 個人番号カードのセキュリティ対策等

1 個人番号カードの仕様

個人番号カードは、2のセキュリティ対策を実施することが可能な、中央演算処理装置付きの半導体集積回路を組み込んだカードを用いること。

2 個人番号カードのセキュリティ対策

(1) 暗証番号の設定

- ア 暗証番号（規則第33条第1項に規定する暗証番号をいう。イからエまで、(4)、第4の1の(2)のカ及びキ、第4の2の(2)並びに第5の2の(1)において同じ。）を設定してはじめて、個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションが利用可能な状態になること。
- イ 暗証番号は、個人番号カードに設定し、個人番号カードの外部から読み取ることができないよう

にすること。

ウ 暗証番号の照合は、個人番号カードの内部で行うこと。

エ 暗証番号の照合ができない場合が続いたときは、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になること。

(2) 発行前の不正使用を防止するための情報の設定

発行前の個人番号カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。

(3) 相互認証を行うための情報の設定

交付後の個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、個人番号カードの外部から個人番号カードの内部に記録された情報を読み取ることができないようにすること。

(4) アクセス権限の制御

個人番号カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限（個人番号カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とす

るようあらかじめ設定した権限をいう。以下同じ。)の制御を行うこと。

(5) 情報の読取り又は解析ができない仕組みの保持

半導体集積回路に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、個人番号カードに記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読取り又は解析を防止する仕組みを保持すること。

(6) アプリケーションごとの独立性を確保するための仕組みの保持

基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助利用領域、公的個人認証サービス利用領域とそれぞれの条例等利用領域は、個人番号カードの内部でそれぞれ独立し、住民基本台帳ネットワークシステム、券面事項確認アプリケーションに係るシステム、券面事項入力補助アプリケーションに係るシステム、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステム又はそれぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムが、それぞれのアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。ただし、住民基本台帳ネットワークシステムが券面事項確認利用領域及び券面事項入力補助利用領域に情報を記録し及び読み取る場合、住民基本台帳ネット

ワークシステムが公的個人認証サービス利用領域に記録された情報を読み取る場合、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステム及びそれぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムが基本利用領域に記録された情報を読み取る場合、住民基本台帳ネットワークシステムが公的個人認証サービス利用領域に暗証番号を記録する場合並びに公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域及び券面事項入力補助領域に暗証番号を記録する場合にあっては、この限りでない。

(7) 券面の偽造等の防止

ア 個人番号カードの券面の偽造等を困難にするとともに、偽造等されたものでないこと等を、個人番号カードの提示を受けた者が確認できるようにするため、個人番号カードの券面に氏名、通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。第4の1の(2)のエにおいて同じ。））、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及び四桁の数字をレーザー光を利用して刻印するほか、券面事項確認情報（券面に記載した氏名、通称、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及び四桁の数字並びに券面に印刷した写

真に関する情報をいう。以下同じ。)を券面事項確認利用領域に記録するとともに、個人番号カードの券面に地紋を印刷する等の措置を講ずること。

イ 券面事項確認情報には、正規の権限を有する者が記録したものであることを確認できる措置を施すこと。

ウ 券面事項確認利用領域に次に掲げる数値を照合番号として記録し、当該照合番号によりその一致が確認できない場合には、券面事項確認情報の全部又は一部の読取り又は解析ができない仕組みを保持すること。

(ア) 個人番号利用事務等実施者が個人番号カードの券面を確認する場合にあつては、券面に記載した個人番号から構成される数値

(イ) 個人番号利用事務等実施者以外の者が個人番号カードの券面を確認する場合にあつては、券面に記載した生年月日、有効期間が満了する日及び四桁の数字から構成される数値

エ アにより券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に記録した個人番号カードについては、券面に記載した個人番号に関する情報について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第18004を

用いて格納した図形をカード券面に施すこと。当該図形の大きさは、縦8・89mm横8・89mmとすること。

3 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証

個人番号カードは、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証を受けたカードを用いること。

第4 個人番号カードの管理及び運用

1 個人番号カードの交付等

(1) 発行前の個人番号カードの管理

ア 住所地市町村長は、発行前の個人番号カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。

イ 発行前の個人番号カードは、保管庫等に保管すること、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

(2) 個人番号カードの交付

ア 住所地市町村長は、交付申請書の提出があった場合には、イ及びウの場合を除き、交付申請者が

当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者であること及び既に個人番号カードの交付を受けたことがある交付申請者にあつては、個人番号カードの運用状況（個人番号カードの基本利用領域が運用中、一時停止若しくは廃止の状況にあること又は個人番号カードが回収されていることをいう。以下同じ。）が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。

イ 住所地市町村長は、規則第28第1項に規定する再交付申請書の提出があつた場合には、個人番号カードの再交付を受けようとする者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納させること。

ウ 住所地市町村長は、規則第29条第1項の規定により現に交付を受けている個人番号カードの有効期間内において個人番号カードの交付の申請があつた場合には、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている個人番号カードを提示させること。

エ 住所地市町村長は、個人番号カードの発行に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者の住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（署名利用者符号（公的個人認証法第2条第4項に規定する署名利用者符号をいう。）及びこれと対応する署名利用者検証符号（同項に規定する署名利用者検証符号をいう。））、署名用電子証明書（公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）並びに署名用電子証明書に係る暗証番号並びに利用者証明利用者符号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。））、利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条

第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)並びに利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第8の2の(2)において同じ。)を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、表面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

オ エの処理の実施及びエの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施すること。

カ 住所地市町村長は、個人番号カードの交付に際しては、交付申請者又はその法定代理人に、自ら個人番号カードに暗証番号を設定させることにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

ただし、住所地市町村長は、交付申請者の任意代理人に個人番号カードを交付する場合には、交付申請者に暗証番号の届出をさせ、その設定を行うことにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

キ カの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番号を知ることができな

いような措置を講ずること。

(3) 個人番号カードの作成委託の制限

個人番号カードの作成（交付申請書等の受付等及び個人番号カード交付通知書の作成を含む。以下(3)において同じ。）を委託先事業者等に委託する場合（規則第35条第1項の規定により機構に行わせる場合を含む。）には、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

ア 住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第4の10に準じた措置を講ずるとともに、委託先事業者等に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させること。

イ 個人番号カードの作成に必要なデータを委託先事業者等に送付するときは、住所地市町村長が交付申請書等に基づいてコミュニケーションサーバにおいて個人番号カードの作成に必要なデータの作成及び暗号化を行い磁気ディスクに出力した上で、当該磁気ディスクを委託先事業者等に送付し、又は独立して設置した専用のデータ転送用機器から電気通信回線を介して当該データを転送することにより行うこととし、併せて次のようなセキュリティ対策を講ずること。

(ア) 委託先事業者等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場

合を除き、個人番号カードの作成専用とさせ、データ転送用機器及びカードプリンタ等以外とは接続させないこと。

(イ) データ転送用機器を設置し、個人番号カードの作成に係る端末機と電気通信回線で接続する場合、不正アクセスを防止するために、個人番号カードの作成に必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。

ウ 委託先事業者等が地方公共団体（一部事務組合、機構等を含む。）の場合は、直接、コミュニケーションサーバと委託先事業者等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機を電気通信回線で接続することができること。この場合において、委託先事業者等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、個人番号カードの作成専用とさせ、コミュニケーションサーバ及びカードプリンタ等以外とは接続させないこと。

エ コミュニケーションサーバ又はデータ転送用機器と個人番号カードの作成に係る端末機を接続する場合の電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

ただし、委託先事業者等が機構の場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを当該電気通信回線として利用することができること。

オ 委託先事業者等においてカードプリンタ等を他のカード等の作成にも利用する場合、切換えの機能を整備させ、個人番号カードを作成する端末機とその他のカード等を作成する端末機について、両者の端末機を同時にカードプリンタ等に接続させないこと。また、個人番号カードの作成に係る作業を行う場合は、個人番号カードの作成の業務とそれ以外のカード等の作成の業務を並行して行わせないこと。

カ 個人番号カードの作成に係る端末機及びカードプリンタ等を設置する室は住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の14に規定する重要機能室とみなして、委託先事業者等に対し住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第3の1、第3の2及び第4の1と同様のセキュリティ対策を実施させること。

キ 委託先事業者等において、個人番号カードの作成に係る端末機の管理者を任命させ、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にさせること。また、委託先事業者等において、当該端末機の取

扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させること。

ク 委託先事業者等において個人番号カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録させ、個人番号カードの作成委託簿等との照合、個人番号カード（発行前の個人番号カードを含む。コにおいて同じ。）の管理状況及び個人番号カードに記録するデータの管理状況についての確認等を行わせる等、適切な業務を実施するための措置を講じること。

ケ 委託先事業者等に対し、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、転送したデータの使用後の速やかな消去等を行わせる等、当該データの利用を個人番号カードの作成に限定するための措置を講ずること。

コ 個人番号カード及び磁気ディスクを委託先事業者等との間で受渡しを行う場合は、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分注意すること。

(4) 個人番号カードの継続利用

ア 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、法第17条第2項の規定により個人番号カード

の提出を受けた場合は、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、券面事項確認情報並びに券面事項入力補助情報及び署名券面情報の変更を行い、それぞれ券面事項確認利用領域及び券面事項入力補助利用領域に記録するとともに、個人番号カードの表面の追記欄に必要な事項を記載し、これを返還すること。

イ アの処理の実施及びアの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施すること。

2 個人番号カードの管理等

(1) 個人番号カードの作成及び運用状況の管理

ア 住所地市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る個人番号カードの作成及び運用状況について管理を行うこと。

イ 住所地市町村長は、アの事務を機構に行わせる場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、機構と必要な通信を行うことができること。

ウ 住所地市町村長は、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、個人番

号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合、個人番号カードの返納を受けた場合又は紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合には、当該個人番号カードの運用状況が運用中、一時停止又は廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

エ 令第15条第3項に規定する市町村長は、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

オ 最初の転入届（住民基本台帳法第24条の2第1項に規定する最初の転入届をいう。）を受けた市町村長は、個人番号カードに法第17条第3項に規定する措置を講じた場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、次に掲げる通知を行うこと。

(ア) 都道府県知事に対する当該個人番号カードの運用状況が運用中の状況にあることについての通知

(イ) 当該最初の転入届に係る転出届を受けた市町村長（カにおいて「転出地市町村長」という。）

に対する当該措置を講じた旨の通知

カ 転出地市町村長は、オの(イ)の通知を受けた場合には、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

キ 都道府県知事は、機構に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、市町村長が管理する個人番号カードの運用状況が運用中、一時停止又は廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

ク 機構は、個人番号カードにより本人確認情報（住民基本台帳法第30条の6第1項の本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、又は利用を行う国の機関等（住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第3の3の(1)に規定する国の機関等をいう。以下同じ。）に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が一時停止又は廃止の状況にある場合は、その旨の通知を行うこと。

ケ 個人番号カードの交付を受けている者が記録されている住民基本台帳を備える市町村以外の市町

村の長が住民基本台帳に関する事務の処理に関し本人確認情報の提供を受ける際には、都道府県知事又は機構は、当該市町村長に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、本人確認情報に係る者の個人番号カードの運用状況が運用中である場合には「個人番号カード有」と通知し、それ以外の場合には「個人番号カード無」と通知すること。

(2) 暗証番号の変更等

ア 住所地市町村長は、個人番号カードの暗証番号の変更申請があった場合は、本人確認を行った上で、1の(2)のイに準じて、その変更を行うこと。

イ 住所地市町村長は、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になった場合であって、個人番号カードの暗証番号の再設定の申請があった場合は、本人確認を行った上で、1の(2)のイに準じて、その初期化及び再設定を行うこと。

第5 個人番号カードの基本利用領域の利用

1 個人番号カードの基本利用領域の利用制限

(1) 市町村の執行機関による利用の制限

市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳法に規定する事務又はその処理する事務であつて同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、当該市町村の住民以外の者に係る個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

(2) 都道府県の執行機関による利用の制限

都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、住民基本台帳法に規定する事務又はその処理する事務であつて同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

(3) 国の機関等による利用の制限

国の機関等は、その処理する事務であつて住民基本台帳法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

(4) 市町村の執行機関、都道府県の執行機関、国の機関等以外の者による利用の禁止

市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は国の機関等以外の者は、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

2 個人番号カードによる本人確認情報の提供又は利用

(1) 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は国の機関等は、個人番号カードの基本利用領域を利用する場合は、個人番号カードを提示した者がその正当な保有者であることを暗証番号の照合により確認するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行い、記録された情報に対するアクセス権限を有することを確認すること。

(2) (1)の国の機関等は、個人番号カードの基本利用領域に記録された住民票コードを読み取り、第4の2の(1)のクの通知が無いことにより当該個人番号カードの運用状況が一時停止又は廃止でないことを確認した上で、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受け、又は利用を行うこと。

3 必要最小限の情報の記録

個人番号カードの基本利用領域には、住民票コード以外の個人情報記録しないこと。

第6 個人番号カードの券面事項確認利用領域の利用

1 個人番号カードの領域間の独立性の確保

券面事項確認アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項入力補助利用領域、公的個人認証サービス利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

2 券面事項確認利用領域管理システム等の使用

個人番号カードの半導体集積回路をカードの券面に記載された事項を確認する目的に利用する者は、券面事項確認アプリケーションのみを安全かつ確実に実行する等の運用及び管理を行うシステム等を使用すること。

3 必要最小限の情報記録

個人番号カードの券面事項確認利用領域には、券面事項確認情報以外の個人情報記録しないこと。

第7 個人番号カードの券面事項入力補助利用領域の利用

1 個人番号カードの領域間の独立性の確保

券面事項入力補助アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、公的個人認証サービス利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

2 券面事項入力補助利用領域管理システム等の使用

個人番号カードの半導体集積回路をカードの券面に記載された事項を入力する目的に利用する者は、券面事項入力補助アプリケーションのみを安全かつ確実に実行する等の運用及び管理を行うシステム等を使用すること。

3 必要最小限の情報の記録

個人番号カードの券面事項入力補助利用領域には、券面事項入力補助情報及び署名券面情報以外の個人情報記録しないこと。

第8 個人番号カードの公的個人認証サービス利用領域の利用

1 個人番号カードの領域間の独立性の確保

公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。ただし、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域に記録された情報を読み取る場合並びに基本利用領域及び券面事項入力補助領域に暗証番号を記録する場合にあっては、この限りでない。

2 公的個人認証サービスアプリケーションにおける個人情報の保護

(1) 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の充足

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）第6条第3号から第5号までの要件を満たすこと。

(2) 必要最小限の個人情報の記録

個人番号カードの公的個人認証サービス利用領域内には、公的個人認証サービス情報以外の個人情報を記録しないこと。

第9 個人番号カードの条例等利用領域等の利用

1 法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用の禁止等

(1) 法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用の禁止

個人番号カードの半導体集積回路に、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション、券面事項確認アプリケーション、券面事項入力補助アプリケーション、公的個人認証サービスアプリケーション又は条例等利用アプリケーション以外のアプリケーションを搭載してはならないこと。

また、個人番号カードに貼り付けた磁気テープを利用する場合その他の電磁的方法により必要な事項を記録して利用する場合においても、法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理に利用してはならないこと。

(2) 条例等利用領域管理システム等の導入

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、法第18条各号に掲げる者は、条例等利用領域に条例等利用アプリケーションのみを安全かつ確実に搭載する等の運用及び管理を行うシステム等を導入すること。また、当該システム等は、法第17条第3項に規定する措置を講じた住民基本台帳カードの半導体集積回路に、条例等利用アプリケーションを搭

載できるものとする。

2 個人番号カードの領域間の独立性の確保

(1) 基本利用領域等と条例等利用領域間の独立性の確保

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、住民基本台帳ネットワークシステム、券面事項確認アプリケーション、券面事項入力補助アプリケーション又は公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域の情報を読み取ることができない措置を講ずること。

また、条例等利用アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助領域若しくは公的個人認証サービス利用領域に情報を記録し、又は公的個人認証サービス利用領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

(2) 複数の条例等利用領域間の独立性の確保

個人番号カードの半導体集積回路を複数の法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、それぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムがそれぞれの条例等利用領域以外の領域

に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

3 条例等利用アプリケーションにおける個人情報の保護

(1) 法第18条の条例等に規定する事務の処理に応じた個人情報保護措置の実施

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、暗証番号、発行前の不正使用を防止するための情報、相互認証を行うための情報又はアクセス権限の制御その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(2) 必要最小限の個人情報の記録

個人番号カードの条例等利用領域内には、特に必要性が認められる場合を除き、条例等利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号等以外の個人情報を記録しないこと。この場合において、当該利用者番号等には、住民票コードを使用しないこと。

(3) 希望するアプリケーションの搭載等

法第18条第2号に掲げる者は、条例等利用アプリケーションの全部又は一部の個人番号カードへの搭載を希望する者に限って、当該アプリケーションを当該希望する者の個人番号カードに搭載するほ

か、個人番号カードに貼り付けた磁気テープ等を利用する場合においても、個人番号カードに貼り付けた磁気テープ等の利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。また、法第18条第1号に規定する市町村の機関は、同条の規定により個人番号カードを利用する場合には、利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。

附 則

この告示は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1、第2の1の(3)及び2並びに第4の1の(3)並びに2の(1)のイ及びイ 公布の日
- 二 第3、第4の1(3)を除く。)及び2(1)のイ及びイを除く。)並びに第5から第9まで 法附則第
一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）